

# 環境管理事務所の取組

地域の自然特性や生活環境、地域住民のニーズ等、地域の環境の状況を総合的に把握し、きめ細かい環境行政を推進するため、県内7か所に環境管理事務所を設置しています。

## ●主な業務内容

鳥獣の保護／野鳥の違法捕獲、飼育の取締／緑化の推進／緑のトラスト運動の推進／ディーゼル車の排出ガス規制／自動車の使用管理についての確認／アイドリング・ストップの推進／アスベスト除去工事の立入検査／水質事故の対応／工場・事業場の立入検査／産業廃棄物処理業の許可／廃棄物処理の監視指導／土砂対策

### 中央環境管理事務所（地図①）

管内は、南は川口市から北は鴻巣市まで、南北に縦長に広がる平坦な地形であり、荒川、芝川をはじめとする大小さまざまな河川が流れ、見沼田圃、武蔵野の雑木林など、豊かな自然環境に恵まれています。一方、事業所数及び人口ともに、本県の3分の1を占めるなど、産業機能が集積し、人口が密集していることから、交通量の多い地域です。

当所では、生活環境保全条例のディーゼル車排出ガス規制として、主要道路で走行車両を止めて行う路上検査、高速道路のサービスエリアや道の駅など車が多く集まる場所での拠点検査、走行車両を撮影するビデオ調査などを他の環境管理事務所と協力して実施し、県の粒子状物質排出基準に適合しない車両の使用者に対して改善指導を行っています。



路上検査

### 西部環境管理事務所（地図②）

西は飯能市から東は和光市まで、県人口の4分の1にあたる約184万人が生活する区域を所管しています。都市化が進んだ地域だけでなく、県立自然公園や「ふるさとの緑の景観地」などの緑豊かな自然も残っています。

国内外で使われている化学物質は10万種を超え、便利な生活を支える一方、環境中に排出されると、生態系に与える影響が判明していないものがあります。

生物試験を用いて排水の影響を把握する手法（WET）について理解を深めるため、「水環境に係る特別セミナー」を開催し、関係機関以外にも事業者や大学からの参加がありました。



セミナー

### 東松山環境管理事務所（地図③）

埼玉県のほぼ中央に位置し、黒山、長瀬玉淀、比企丘陵の県立自然公園がある緑豊かな自然に囲まれています。地形も東の水田地帯から中央の丘陵地帯、西の山間部と多彩で、自然との触れ合いを身近に感じることのできる地域です。

都幾川や槻川では、夏になると川遊びをする人の姿が見られます。この良好な水質を維持するために、流域の市町村と協力して生活排水対策に取り組んでいます。

浄化槽が十分に機能を発揮するためには適切な維持管理が不可欠です。当所管内では、平成28年7月から小川町、10月から滑川町で浄化槽の維持管理（清掃、保守点検、法定検査）について一括契約制度を導入しました。順順に契約数が増えており、更なる水質の改善が期待されます。



槻川支流でのウグイの放流

### 秩父環境管理事務所（地図④）

秩父地域は、県面積の約4分の1を占め、秩父多摩甲斐国立公園や長瀬玉淀、上武、武甲、両神、西秩父の5つの県立自然公園があり、山岳や渓谷などの自然景観に恵まれ、県民生活になくはならない貴重な水源地域でもあります。

平成28年度は、県立長瀬玉淀自然公園内にある美の山公園の魅力アップ及び来客数の増加を目的に、秩父鉄道(株)と共催し、皆野高等学校の協力を得て、「美の山体験ハイク」を開催しました。

体験ハイクには、約400人の方が参加しました。このうち、抽選で当選した方には、「美の山の花をもっと増やそう！」と100本のアジサイの苗木を公園内に植樹していただきました。



アジサイの苗木植樹



# 環境についてのお問い合わせ

## ■環境政策課 ☎048-830-3015

環境基本条例に関すること  
 環境基本計画に関すること  
 公害防止計画に関すること  
 公害苦情・公害紛争に関すること  
 環境保全に係る国際協力に関すること  
 環境影響評価に関すること  
 放射線対策に関する総合調整に関すること  
 環境学習に関すること  
 採石・砂利採取に関すること

## ■温暖化対策課 ☎048-830-3035

地球温暖化対策に関すること  
 環境みらい資金（融資）に関すること

## ■エコタウン環境課 ☎048-830-3185

埼玉エコタウンプロジェクトに関すること  
 エネルギーの有効利用に関すること

## ■大気環境課 ☎048-830-3055

大気に関すること  
 自動車排出ガス対策に関すること  
 ダイオキシン類、化学物質に関すること  
 地球温暖化対策に関すること（自動車対策に限る）  
 放射線に係る測定及び対策に関すること

## ■水環境課 ☎048-830-3078

騒音・振動・悪臭に関すること  
 工場・事業場からの排水に関すること  
 河川等の水質に関すること  
 浄化槽に関すること  
 土壌・地下水汚染に関すること  
 地盤沈下に関すること  
 ダイオキシン類、化学物質に関すること

## ■産業廃棄物指導課 ☎048-830-3125

産業廃棄物に関すること  
 土砂の排出・堆積に関すること

## ■資源循環推進課 ☎048-830-3105

リサイクルに関すること  
 一般廃棄物に関すること  
 彩の国資源循環工場の整備に関すること  
 廃棄物広域埋立処分場の建設に関すること

## ■みどり自然課 ☎048-830-3140

自然保護に関すること  
 野生生物の保護に関すること  
 緑の保全と創出に関すること  
 さいたま緑のトラスト運動に関すること

## ■環境科学国際センター ☎0480-73-8331

環境に関する試験・研究などに関すること

## ■環境整備センター ☎048-581-4070

廃棄物の広域的埋立に関すること  
 彩の国資源循環工場に関すること

## ■環境管理事務所

- ①中央環境管理事務所（さいたま市浦和区）☎048-822-5199
- ②西部環境管理事務所（川崎市）☎049-244-1250
- ③東松山環境管理事務所（東松山市）☎0493-23-4050
- ④秩父環境管理事務所（秩父市）☎0494-23-1511
- ⑤北部環境管理事務所（熊谷市）☎048-523-2800
- ⑥越谷環境管理事務所（越谷市）☎048-966-2311
- ⑦東部環境管理事務所（杉戸町）☎0480-34-4011

